

国立大学法人岡山大学が締結する随意契約の公表基準について

平成18年8月10日

学 長 裁 定

改正 平成30年3月30日

国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）は、業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、本学が締結する随意契約について、以下の基準により公表するものとする。

1. 内容を公表する随意契約

予定価格が500万円以上の工事請負契約、製造請負契約、役務請負契約、物品供給契約とする。

2. 公表の時期及び公表期間

- (1) 公表時期は、契約の相手方が決定した日から、1か月以内とする。
- (2) 公表期間は、契約の相手方が決定した日から、6か月とする。

3. 公表する事項

- (1) 契約件名及び数量
- (2) 契約者の氏名及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
- (5) 契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由

4. 公表の方法

本学ホームページに掲載するものとする。

5. その他

本学の業務運営上、秘密にする必要があるものは、公表の対象としないことができるものとする。

6. 削除

附 則

この基準は、平成18年8月10日から施行し、平成18年4月1日以降の契約分から適

用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。